



# 議会・選挙・その他

## 議会

### 村議会のしくみ

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

私たちの住む東海村の政策については、本来であれば村民全員で話し合い、方針を決定していくことが理想ですが、全員で協議することは実際には不可能です。そこで、住民全体の代表者を選挙で選び、村政運営を委ねています。この代表者が村議会議員と村長です。

村議会議員は、村議会を構成し、議会活動を通じて住民の意見を統合し、村の意思形成をする任務があります。村議会は、定期的に行われる定例会(毎年3月・6月・9月・12月の4回)と、必要に応じて開催される臨時会があります。

村議会と村執行機関は、それぞれお互いに独立・対等の立場に立ち、調和と均衡を図りながら、より良い村政の実現を目指しています。

### 村議会の仕事

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

村議会には、議決権や調査権、監査請求権などの権限が与えられており、それに基づいて次のような仕事をしています。

#### ●議決

村議会の最も基本的な仕事で、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約、財産の取得・処分などの決定などを行います。

#### ●検査・調査・監査請求

村の事務に関する書類の検査、関係者に出頭・証言、記録提出の請求や、監査委員に監査を請求することで、村民の代表として村政を監視します。

#### ●意見書の提出

村民生活に関わりの深い事柄について、その実現を図るため、国や県などに村議会の意思をまとめた意見書や要望書を提出します。

#### ●選挙・同意

議長・副議長や選挙管理委員等の選挙や、村長が選出する副村長・教育長・監査委員等の人事案件について同意の決定を行います。

### 村議会の構成

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)



## 村議会の委員会

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

村議会には議会運営委員会や常任委員会、特別委員会があり、村議会から付託された議案および請願等の審査のほか、所管事項の調査など、本会議を離れて独自の調査・検討を行います。

## 村議会の傍聴

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

本会議は、どなたでも傍聴できます。

本会議は、午前10時から開議されます。議員の活動を間近に見たり、村政の基本方針などを直接聴いたりすることができます。希望する方は、議会事務局(役場議会棟2階)で受け付けをするだけで入場できます。傍聴席は34席(定員50人)で、車いすでの入場も可能です。

また、各種委員会についても傍聴することができます。

## 村議会の広報

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

### ●会議録

本会議の会議録は、村立図書館や各地区のコミュニティセンターでご覧いただけます。また、会議録を村議会ホームページ(<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/tokaimuragakai/index.html>)で閲覧・検索することができます。

### ●映像配信

本会議の映像をライブ中継しています。役場庁舎1階ロビーや各地区のコミュニティセンター、総合福祉センター「絆」でご覧いただけます。

また、本会議終了約10日後には、録画放映を村議会ホームページで閲覧することができます。

### ●議会だより

年4回、定例会(3月・6月・9月・12月)後に定例会の概要や代表・一般質問、委員会での調査内容等を議会報編集委員会が編集し、発行しています。

## 請願と陳情

☎ 議会事務局 TEL 282-1711(内線 1282)

請願は、日本国憲法や地方自治法に規定された住民の権利であり、誰でも村政やその他についての意見や要望などを、請願書として村議会に提出することができます。請願には、1人以上の賛同する議員の紹介が必要です。また、決められた形式の文書(署名、記名押印など)を議長へ提出していただくこととなります。

請願は、担当する各委員会に付託され審査し、その審査結果が本会議で報告され、さらに審議されます。

陳情書等は紹介議員がなくても議長へ提出できますが、本村では審議することなく、本会議にて報告(議席配布のみ)されますが、村政に関わるものは、請願と同じ扱いにすることもあります。

## 選挙

### 選挙管理委員会

☎ 選挙管理委員会 TEL 282-1711 (内線 1312)

選挙管理委員会は、選挙が全て公正に行われるように設けられた機関で、議会が選んだ委員4人で構成されています。

### 選挙人名簿

☎ 選挙管理委員会 TEL 282-1711 (内線 1312)

選挙権を行使するには、選挙人名簿に登録されていることが必要であるため、永久選挙人名簿の方式が採用されません。

一度この名簿に登録されると、死亡したり、ほかの市区町村へ転出したりして抹消されるまで登録されます。

引き続き村内に住んでいて満18歳になった方や、ほかの市区町村から転入し、転入届受け付けの日から3か月を経過した方は登録される資格があり、年に4回(3・6・9・12月)登録が行われ、これを定時登録といいます。また、選挙の直前にも同様の登録(選挙時登録)が行われることとなっています。

### 投票と投票所

☎ 選挙管理委員会 TEL 282-1711 (内線 1312)

投票は、投票日当日に選挙人が指定された投票所で行うことになっていますが、期日前投票または不在者投票の方法により投票することもできます。

また、心身に故障がある場合などは代理投票や点字投票の制度があります。

なお、投票所の場所については、選挙管理委員会が選挙ごとに定めています。

### 期日前投票

☎ 選挙管理委員会 TEL 282-1711 (内線 1312)

仕事や旅行などにより投票日当日に投票所へ行けない方が、前もって投票することを「期日前投票」といいます。

#### ●期日前投票の方法

期日前投票所に投票所入場整理券をお持ちください。簡単な宣誓書を提出するだけで、投票することができます。

#### ●投票期間と投票時間

投票期間は、原則として選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までで、投票時間は、午前8時30分～午後8時となります。

### 不在者投票

☎ 選挙管理委員会 TEL 282-1711 (内線 1312)

遠隔地の市区町村選挙管理委員会で投票する場合、指定する病院または施設で投票する場合、身体に特定の障がいのある場合などは「不在者投票」により投票することができます。

#### ●不在者投票の方法

選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。選挙人名簿と照合の上、投票用紙等を交付します。

#### ●投票期間

投票期間は、期日前投票と同様に、選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までです。

## その他

### 人材バンク登録制度

☎ 総務人事課 TEL 282-1711 (内線 1322)

東海村会計年度任用職員(アルバイト)の採用に当たり、幅広い人材確保と職務に応じた有効な人材配置を行うため、「東海村会計年度任用職員人材バンク」への会計年度任用職員としての勤務を希望する方の登録を随時受け付け、雇用の際には登録者の中から選考を行い採用者を決定しています。

対象職種は、一般事務補助などで、満18歳以上で村内または近隣市町村に在住なら、就業・就学中の方でも登録することができます。

